様式第十三号（第126条の６第１項関係）

商　品　先　物　取　引　仲　介　業　者

（氏名又は商号若しくは名称）

（登録番号）

（業務の種別）

所属商品先物取引業者（所属商品先物取引業者の商号又は名称）

（記載上の注意）

１．標識を営業所又は事務所に掲示する場合、当該標識は、縦20センチメートル以上、横30センチメートル以上の大きさとすること。ただし、営業所又は事務所が無人の端末である場合、当該標識は、縦５センチメートル以上、横７センチメートル以上の大きさとすること。

２．業務の種別については、法第２条第22項各号に掲げる行為に係る業務の種別を記載すること。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

様式第十三号（第百二十六条の六第一項関係）